平成２３年（フ）第１７３号
北海道留萌市五十嵐町１丁目４番１号
破産者　加地建設株式会社
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５０号
北海道旭川市末広３条12丁目６番３号
破産者　有限会社春名園
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３８号
秋田市大町４丁目４番45号
破産者　有限会社中央ビルド
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６４１号
横浜市中区長者町３丁目８番地13ルネ関内プラザ707号室
破産者　株式会社新日本旅行協会
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５６７号
横浜市青葉区美しが丘１丁目12番地１東急美しが丘ドエリングＡ棟604号
破産者　株式会社フェニックスコーポレィション
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４６９号
岐阜市鶴田町２丁目12番地
破産者　東松　康普
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２号
愛媛県宇和島市三間町増田235番地
破産者　有限会社総合建築田原
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第３５号
宮崎県都城市高崎町大牟田1204番地
破産者　合名会社鎌田商店
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続廃止の申立て

次の破産事件について、破産者から破産手続廃止の申立てがあった。届出をした破産債権者は、本公告があった日の翌日から２週間以内に、裁判所に対し破産手続廃止の申立てについて意見を述べることができる。

平成２３年（フ）第４４号
北海道根室市昭和町４丁目404番地
破産者　箭浪　英二
平成24年６月20日　釧路地方裁判所根室支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第２５９号
茨城県土浦市大手町５丁目16番地
破産者　有限会社碧ツーリスト
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１１３９２号
東京都新宿区新宿４丁目１番22号　新宿コムロビル1103
破産者　朝銀総合ファイナンス株式会社
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３３９号
東京都港区北青山２丁目７番９号　日昭ビル６階
破産者　株式会社ザ・コンベンション
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８号
新潟県村上市坂町1848番地
破産者　亡榎本眞一相続財産
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第４２８号
名古屋市名東区上社４丁目197番地
破産者　株式会社トリオン
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１６０号
名古屋市中区大須３丁目24番21号
破産者　有限会社肉の寿賀の家
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０７６号
京都府城陽市平川広田89番地８
破産者　有限会社ユニオンＪＯＹＯ
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３０１号
京都市中京区西ノ京南原町53番地の１
破産者　株式会社大島写真製版所
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４６号
北海道函館市昭和３丁目35番25号
破産者　メイクランド株式会社
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１２００号
横浜市中区末吉町２丁目36番地１
破産者　エス・エー都市工営株式会社
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４２号
富山県射水市中野461番地
破産者　敦賀　英雅
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部